

大分大学研究マネジメント機構研究推進センター国際戦略推進部門連絡会議内規

令和4年1月6日制定

令和4年研究マネジメント機構内規第1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学研究マネジメント機構研究推進センター細則（令和3年細則第25号）第8条第2項の規定により、大分大学研究マネジメント機構研究推進センター国際戦略推進部門（以下「部門」という。）の管理及び運営に関する事項を審議するために設置する、大分大学研究マネジメント機構研究推進センター国際戦略推進部門連絡会議（以下「連絡会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 部門の管理運営に関すること。
- (2) 部門の組織編制に関すること。
- (3) 部門の予算に関すること。
- (4) その他部門の管理運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 国際戦略推進部門長
 - (2) 研究推進部長
 - (3) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項第3号の委員は、機構長が指名する。
 - 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 連絡会議に議長を置き、国際戦略推進部門長をもって充てる。

- 2 議長は、連絡会議を招集する。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 連絡会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 連絡会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより連絡会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の連絡会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第7条 議長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を連絡会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(審査委員会)

第9条 部門において実施する国際共著論文数の増加のための支援に係る事項を審議するため、連絡会議に大分大学研究マネジメント機構研究推進センター国際戦略推進部門審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 連絡会議の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和4年1月6日から施行する。

附 則（令和4年研究マネジメント機構内規第4号）

この内規は、令和4年5月17日から施行する。